

デリバティブ市場における取引に関するコンティンジェンシー・プラン

2013年10月18日制定

2014年 3月24日改正

2017年 7月 3日改正

2020年 7月27日改正

2021年 4月26日改正

株式会社大阪取引所

株式会社東京商品取引所

大阪取引所及び東京商品取引所（以下、「当社」という。）の各システム及び関連する他のシステムにおける障害の発生等により、当社におけるデリバティブ取引を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合に備え、以下のとおり、「デリバティブ市場における取引に関するコンティンジェンシー・プラン」を定める。

当該プランは、システム障害に限らず、地震・風水害、テロ及び電力・通信網をはじめとする社会インフラの停止等、原因となる事象を問わず当社のデリバティブ取引を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合において適用する。

○ 基本的な考え方

取引所は金融・社会インフラとして重要な役割を担っており、取引停止が国内外に与える影響は大きい。一方で、市場における価格形成の公正性・信頼性の確保も、当社が果たすべき重要な機能であることから、当社市場の取引については、被災・障害発生状況等を総合的に勘案し、取引機会の確保と価格形成のバランス等に配慮した対応を探るものとする。

○ 具体的な対応策・考え方 (変更箇所は赤字部分)

想定されるケース	当社の対応	考え方/備考
<p>I. 当社各取引システムに障害が発生した場合</p>	<p>1. 媒介系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引継続が困難な銘柄は、取引を停止する。 <p>2. 発注系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引に参加できない取引参加者がある場合は、当該参加者（端末等）の過去の商品<u>グループ毎</u>（先物取引とオプション取引のそれぞれについて、①指指数¹、②国債、③コモディティ（OSE）及び④コモディティ（TOCOM）で集計。以下、同じ。）の取引<u>代金</u>シェア（概ね5割超）、システム障害の内容、取引に参加できない取引参加者等の数及びその属性、商品毎の性質等を<u>総合的に</u>勘案し取引停止の要否を検討する。 ・取引再開についても、これらの要素を勘案してその可否を検討する。取引再開の判断に当たっては、取引再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意することとし、取引参加者に対し取引再開時間の周知を図ったうえ、再開後の注文受付時間・立会時間²について、最低限それぞれ15分以上は確保するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時における他取引参加者への委託等は制度・実務面（既存建玉の処理、口座開設の問題等）を考慮すると困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響が甚大となるおそれがある。 ・<u>商品グループによって取引参加者の構成が異なることを考慮。</u> ・なお、先物取引が行われないなかでのオプション取引は、適切な価格形成が行われないおそれがあることから、先物取引を停止する場合は原則として、同一商品グループのオプション取引も停止する。 ・取引代金シェアや取引参加者数によって判断することが適切でない場合には、障害の影響を踏まえて柔軟に対応する（例えば、障害が発生し、その影響が予見できないような場合等においては、速やかな取引停止が必要であることから、数値基準によらずに取引停止の要否を検討する。）。 ・当日の日中立会中における取引再開が困難であることが見込まれる場合には、夜間立会以降の取引再開を検討することとする。

¹ 指数グループには、有価証券オプション取引を含む。（以下、同じ。）

² ここでいう立会時間は、レギュラー・セッション（ザラバ）における時間をいう。（以下、同じ。）

想定されるケース	当社の対応	考え方/ <u>備考</u>
	<ul style="list-style-type: none"> なお、J-NET取引³においては取引可能な取引参加者が存在する限り、取引を継続する。 	
II. 相場報道システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 全面ダウン又は一般気配情報が配信されない場合等、市場の価格形成を歪めるおそれがある障害が発生した場合には取引を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場情報が充分に伝達されない中で取引が行われると市場の価格形成を歪めるおそれがある。
III. 清算機関又は決済機関のシステムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関((株)日本証券クリアリング機構)又は決済機関(日本銀行、資金決済銀行等)においてシステム障害が発生した場合の決済日等の取扱いについては、(株)日本証券クリアリング機構が定めるところによる。 清算機関又は決済機関におけるシステムの復旧に日数を要する場合は、すべての取引を臨時に停止することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 未決済取引が累積することにより決済リスクが増加することを回避。
IV. 当社各取引システム又は清算機関のシステムの処理能力を超えるおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> システムのキャパシティ超過のおそれがある場合、取引状況等を勘案の上、取引の停止が必要かどうか等を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の停止のおそれがある場合、その旨事前に公表する。
V. 取引参加者の自社側システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 取引に参加できない取引参加者がある場合は、当該参加者(端末等)の過去の商品<u>グループ</u>毎の取引<u>代金</u>シェア(概ね5割超)、システム障害の内容、取引に参加できない取引参加者等の数及びその属性、商品毎の性質等を総合的に勘案し取引停止の要否を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害発生時における他取引参加者への委託等は制度・実務面(既存建玉の処理、口座開設の問題等)を考慮すると困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響が甚大となるおそれがある。 <u>商品グループによって取引参加者の構成が異なることを考慮。</u> <u>なお、先物取引が行われないなかでのオプション取引は、適切な価格形成が行われないおそれがあることから、先物取引を停止する場合は原則とし</u>

³ 東京商品取引所においては、立会外取引、EFP取引、EFS取引及びEFF取引をいう。(以下、同じ。)

想定されるケース	当社の対応	考え方/備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・取引再開についても、これらの要素を勘案してその可否を検討する。取引再開の判断に当たっては、取引再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意することとし、取引参加者に対し取引再開時間の周知を図ったうえ、再開後の注文受付時間・立会時間について、最低限それぞれ 15 分以上は確保するものとする。 ・なお、J－NET 取引においては取引可能な取引参加者が存在する限り、取引を継続する。 	<p>て、同一商品グループのオプション取引も停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引代金シェアや取引参加者数によって判断することが適切でない場合には、障害の影響を踏まえて柔軟に対応する（例えば、障害が発生し、その影響が予見できないような場合等においては、速やかな取引停止が必要であることから、数値基準によらずに取引停止の要否を検討する。）。 ・当日の日中立会中における取引再開が困難であることが見込まれる場合には、夜間立会以降の取引再開を検討することとする。
VI. 地震、風水害、テロ及び電力、通信網等の社会インフラ障害が発生した場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害やテロ等で当社役職員が避難をすることが必要な場合など業務継続が困難となり、取引の監理が不十分になると当社が判断した場合には、取引を停止する。 ・取引に参加できない取引参加者がある場合は、当該参加者（端末等）の過去の商品グループ毎の取引代金シェア（概ね 5 割超）、被災状況やシステム障害の内容、取引に参加できない取引参加者等の数及びその属性、商品毎の性質、金融市場全体の状況等を総合的に勘案し、取引停止の要否を検討する。 ・取引再開についても、これらの要素を勘案してその可否を検討する。取引再開の判断に当たっては、取引再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意することとし、取引参加者に対し取引再開時間の周知を図ったうえ、再開後の注文受付時間・立会時間について、最低限それぞれ 15 分以上は確保するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引を行うことへの社会的要請や被害の実態把握のために、当局・関係機関と連携したうえで取引停止・再開を決定する。 ・コロケーションエリアが利用できない場合には、コロケーションサービスを利用した取引代金も考慮して判断する。 ・当日の日中立会中における取引再開が困難であることが見込まれる場合には、夜間立会以降の取引再開を検討することとする。

想定されるケース	当社の対応	考え方/ <u>備考</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、J－N E T取引においては取引可能な取引参加者が存在する限り、取引を継続する。 ・清算機関 ((株) 日本証券クリアリング機構) 又は決済機関 (日本銀行、資金決済銀行等)においてシステム障害が発生した場合の決済日等の取扱いについては、(株) 日本証券クリアリング機構が定めるところによる。 ・清算機関又は決済機関におけるシステムの復旧等に日数を要する場合は、すべての取引を臨時に停止することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未決済取引が累積することにより決済リスクが増加することを回避。
VII. 取引停止期間が長期化することが見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・各商品における被災・障害の復旧状況 (障害が発生したシステムの復旧状況、取引に参加できない取引参加者等の状況、商品毎の特性及び金融市场全体の状況等) を総合的に勘案したうえで取引再開の要否を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引機会の確保に配慮しつつ、取引参加者における対応状況等を踏まえて判断する。
VIII. 対象指数に誤算出が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・先物・オプション取引の対象指数に誤算出が生じ、その影響が取引の判断に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該指数に係る先物・オプションの取引を一旦停止し、誤算出に係る情報を周知した後に取引を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象指数における誤算出は、先物オプションの価格形成への混乱を及ぼす懸念が高いことから、当該情報を周知するために、取引を停止する。

○ 取引参加者との通知・連絡体制

平時利用しているインターネット (ホームページ) 及びTarget 等のうち、その時点で利用可能な状態にあるものをすべて用いることとする。

なお、当社が取引停止・再開判断に際して取引代金シェア等の確認を行う場合は、当社の規則に基づき各取引参加者より届け出を受けた責任者に対して、取引を行うことの可否について確認を行う。当該確認は、原則としてTarget を利用して行うものとする。

以 上